

海外旅行傷害保険の概要

ご契約にあたっては、約款全文をご参照ください。

[注]海外旅行傷害保険の各補償項目の概要をご案内いたします。お申込内容の詳細は保険約款によりま
すので、ご契約の際には必ず約款全文をご確認ください。また、ご不明な点は弊社にお問い合わせくだ
さい。

目次

- 1 . 傷害（死亡・後遺障害） / （ 1 ）死亡保険金 <死亡特別保険金 > ・（ 2 ）後遺障害保険金
- 2 . 疾病死亡
- 3 . 傷害治療費用
- 4 . 疾病治療費用
- 5 . 救援者費用
- 6 . 治療・救援費用
- 7 . 賠償責任
- 8 . 携行品
- 9 . 航空機寄託手荷物遅延
- 1 0 . 航空機遅延費用
- 1 1 . 賠償責任 - 長期契約用 * 留学・駐在・ワーキングホリデープランのみにセットされます
- 1 2 . 生活用動産 - 長期契約用 * 留学・駐在・ワーキングホリデープランのみセットされます
- 1 3 . 緊急一時帰国 * 留学・駐在・ワーキングホリデープランのみにセットされます
- 1 4 . ご注意

1. 傷害（死亡・後遺障害）

（1）死亡保険金

- 1) 保険金をお支払いする場合海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき。
- 2) お支払いする保険金死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 3) 保険金をお支払いできない主な場合
たとえば、
イ．次のような原因により生じたケガ
 - ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
 - ・ 被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為
 - ・ 戦争、革命などの事変
 - ・ 放射能汚染
 - ・ 自動車などの酒酔運転、無資格運転ロ．むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの

< 死亡特別保険金 >

1) 保険金をお支払いする場合

既に死亡保険金をお支払いした場合で、その原因が被保険者への加害を目的とした第三者の作為によるものであったとき。

[注] ただし、被保険者が航空機に搭乗中、旅客定員 200 名以上の旅客船に乗船中、航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場内にいる間等のケガで死亡された場合は「死亡特別保険金の支払に関する特約」により死亡特別保険金はお支払いできません。

- 2) お支払いする保険金既にお支払いした死亡保険金に死亡特別保険金割合を乗じた額をお支払いします。（死亡特別保険金割合 100%の場合はお支払いした死亡保険金と同額をお支払いします。）

（2）後遺障害保険金

1) 保険金をお支払いする場合

海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じたとき。

- 2) お支払いする保険金後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 3% ~ 100%をお支払いします。

[注] 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の支払いの限度とします。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

イ．次のような原因により生じたケガ

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- ・ 被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為
- ・ 戦争、革命などの事変

- ・放射能汚染
 - ・自動車などの酒酔運転、無資格運転
- ．むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの

2．疾病死亡「感染症追加担保特約」付帯

1) 保険金をお支払いする場合

- イ．海外旅行中に病気により死亡されたとき。
- ．「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。）」により、海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。（ただし、海外旅行終了後72時間以内に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていたものに限ります。）
- ハ．海外旅行中に感染した伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリヤ、回帰熱、黄熱をいいます。また感染症追加担保特約により、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症が追加されます。）により海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。

2) お支払いする保険金

疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

- イ．次のような原因により発病した病気
- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
 - ・戦争、革命などの事変
 - ・放射能汚染
- ．むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
- ハ．妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気
- ニ．歯科疾病

3．傷害治療費用

1) 保険金をお支払いする場合

海外旅行中の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けられたとき。（義手、義足の修理を含みます。）

2) お支払いする保険金

1回のケガにつき、現実に支出し、当社が妥当と認めた次の金額を傷害治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。）

イ．診療費、入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や

医師の指示によりホテルで静養したり治療を受けた場合のホテル客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。) 入院・通院のための交通費及び通院入費で治療のために現実に支出した金額。

ロ．保険金請求のために必要な医師の診断書の費用。

ハ．入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費などの諸費用のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。

ニ．医師の治療を受けたのち旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その額を差し引きます。）

[注] 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

イ．次のような原因により生じたケガ

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- ・ 被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為
- ・ 戦争、革命などの事変
- ・ 放射能汚染
- ・ 自動車などの酒酔運転、無資格運転

ロ．むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの

4．疾病治療費用「感染症追加担保特約」付帯

1) 保険金をお支払いする場合

イ．「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。）」により、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始されたとき。

ロ．海外旅行中に感染した伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリヤ、回帰熱、黄熱をいいます。また感染症追加担保特約により、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症が追加されます。）により海外旅行終了後その日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始されたとき。

2) お支払いする保険金

1回の病気につき、現実に支出し、当社が妥当と認め次の金額を疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。（ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。）

イ．診療費、入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や

医師の指示によりホテルで静養したり治療を受けた場合のホテル客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。) 入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に支出した金額。

ロ．保険金請求のために必要な医師の診断書の費用

ハ．入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費などの諸費用のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。

ニ．医師の治療を受けたのち、旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その額を差し引きます。）

ホ．法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用。（イ．～ニ．の疾病治療費用保険金が支払われる場合に限りです。）

[注] 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

イ．次のような原因により発病した病気

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- ・ 戦争、革命などの事変
- ・ 放射能汚染

ロ．むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの

ハ．妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気

ニ．歯科疾病

[注] 旅行出発前の既往症または持病による疾病治療費用のお支払いはできません。

5．救援者費用「救援者費用等担保特約の一部変更に関する特約」、「救援者費用等追加担保特約」、「救援に関する通訳雇入費用担保特約」付帯

1) 保険金をお支払いする場合

イ．海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき。

- ・ 海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として死亡されたとき。
- ・ 海外旅行中に発病した病気（海外旅行中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りです。）が原因で海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。

ロ．海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気（海外旅行中に医師の治療を開始した場合に限りです。）が原因で継続して3日以上入院されたとき。

ハ．海外旅行中の事故により搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被保険者の生死が確認できないときまたは捜索・救助活動が必要なとき。

二 . 海外旅行中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき。(救援者費用等追加担保特約)

* ご夫婦ご家族プランの契約の場合 (家族旅行特約がセットされている場合)

イ . 海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡されたとき。

・ 海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として死亡されたとき。

・ 海外旅行中に発病した病気 (海外旅行中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り。) が原因で海外旅行終了後その日を含めて 30 日以内に死亡されたとき。

ロ . 海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気 (海外旅行中に医師の治療を開始した場合に限り。) が原因で入院されたとき。

八 . 海外旅行中の事故により搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被保険者の生死が確認できないときまたは捜索・救助活動が必要なとき。

二 . 海外旅行中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき。(救援者費用等追加担保特約 (家族特約用))

2) お支払いする保険金

保険契約者、被保険者およびその親族が支出した次の費用をお支払いします。ただし、救援者費用保険金額をもって保険期間 (保険のご契約期間) 中の支払いの限度とします。(保険金額 300 万円超であっても誘拐・行方不明の場合は 300 万円上限)

イ . 入院の場合で継続入院日数 3 ~ 6 日のとき

・ 捜索救助費用

・ 現地までの航空運賃等の往復運賃 (救援者 1 名分)

・ 現地および現地までの行程におけるホテル客室料 (救援者 1 名かつ 14 日分まで)

・ 諸雑費 (救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費、通訳雇入費等合計で 5 万円まで)

ロ . 上記以外のとき

・ 捜索救助費用

・ 現地までの航空運賃等の往復運賃 (救援者 3 名まで)

・ 現地および現地までの行程におけるホテル客室料 (救援者 3 名かつ 1 名につき 14 日分まで)

・ 現地からの移送費用・遺体の処理費用 (100 万円まで)

・ 諸雑費 (救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費、通訳雇入費等合計で 20 万円まで)

* ご夫婦ご家族プランの契約の場合 (家族旅行特約がセットされている場合)

保険契約者、被保険者およびその親族が支出した次の費用をお支払いします。ただし、救援者費用保険金額をもって保険期間 (保険のご契約期間) 中の支払いの限度とします。

(保険金額 300 万円超であっても誘拐・行方不明の場合は 300 万円上限)

イ . 捜索救助費用

ロ . 現地までの航空運賃等の往復運賃 1 3

八 . 現地および現地までの行程におけるホテル客室料 (救援者 1 名につき 14 日分まで)

1 3

ニ．被保険者が「保険金をお支払いする場合」に該当して旅行行程を離脱した場合に、ご家族(他の被保険者)が旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(14日分まで)(負担を免れる金額があるときは、その額を差し引きます。)

ホ．現地からの移送費用 2

ヘ．遺体の処理費用(被災した被保険者1名につき100万円まで) 2

ト．諸雑費(救援者の渡航手続費、現地での支出した交通費・通信費、通訳雇入費等)

1 4

チ．諸雑費(被保険者が現地で支出した交通費・通信費、通訳雇入費等合計で40万円まで)

1 入院の場合は継続して3日以上入院されたときに限りお支払いします。

2 入院の場合は継続して7日以上入院されたときに限りお支払いします。

	3	4
入院の場合で継続入院日数3～6日のとき	被災した被保険者1名につき救援者1名分の費用をお支払いします。	10万円を限度とします。(ただし、ト・チの費用合計で40万円まで)
上記以外のとき	被災した被保険者1名につき救援者3名までの費用をお支払いします。	ト・チの費用合計で40万円を限度とします。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

イ．次のような原因により生じた事故

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- ・ 被保険者のけんかまたは犯罪行為
- ・ 自殺行為(死亡されたときを除きます。)
- ・ 戦争、革命などの事変

ロ．原因のいかに問わず、むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの

6．治療・救援費用

1) 保険金をお支払いする場合

傷害治療費用、疾病治療費用または救援者費用のいずれかが支払われる場合

2) お支払いする保険金

傷害治療費用、疾病治療費用または救援者費用の保険金の支払に代えて、支払われるべき金額の合計額を治療・救援費用保険金としてお支払いします。お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故につき治療・救援費用保険金額を限度とします。

7. 賠償責任

1) 保険金をお支払いする場合

海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負ったとき。

(ホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害または契約者もしくは被保険者が賃貸業者より借り入れた旅行用品・生活用品に与えた損害について、その財物について正当な権利を有する者に対する賠償責任を含みます。)

2) お支払いする保険金

1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。

[注]賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

イ. 次のような原因により生じた損害賠償

- ・ 保険契約者または被保険者の故意
- ・ 戦争、革命などの事変
- ・ 被保険者の職業上の行為
- ・ 受託物に対する損害賠償
- ・ 自動車、船、航空機、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用、管理に起因する事故

ロ. 親族に対する損害賠償

8. 携行品「携行品損害追加担保特約」付帯

1) 保険金をお支払いする場合

海外旅行中に携行品（カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券、運転免許証など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けたとき。

[注]携行品は、被保険者が所有（被保険者の親族から保険契約者または被保険者が直接借り入れたものを含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、現金・小切手・クレジットカード・コンタクトレンズ・定期券・現金自動支払機用カード・各種書類等は含みません。また、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツ等を行っている間の当該スポーツ等の用具、ウインドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィン等のスポーツの用具や、被保険者が携行していないもの（被保険者の居住施設内にあるものや別送中のもの等）も対象となりません。

2) お支払いする保険金

携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費（再調達価額を限度とします。）をお支払いします。ただし、携行品保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中の支払いの限度とします。

[注1]旅券については、旅券の再取得または渡航書の取得に要した交通費、手数料、電信料、ホテル客室料、通訳雇入費を損害額とします。

[注2]運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、次のような原因により生じた携行品の損害

- ・ 保険契約者、被保険者、身の回り品の所有者または保険金受取人の故意
- ・ 戦争、革命などの事変
- ・ 携行品の瑕疵（かし）または自然の消耗
- ・ 携行品の置き忘れまたは紛失
- ・ 差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除く）

なお、被保険者の親族以外の者から借りたり、預かったりした携行品の損害に対しても、保険金をお支払いできません。ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から賠償請求された場合は上記賠償責任で保険金をお支払いすることができます。

9. 航空機寄託手荷物遅延

1) 保険金をお支払いする場合

航空機搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後 6 時間を経ってもその目的地に運搬されなかったとき。

2) お支払いする保険金

被保険者が航空機到着後 96 時間以内に負担した次の費用をお支払いします。ただし、1 回の寄託手荷物遅延につき、10 万円を支払いの限度とします。

- イ．衣類購入費（寄託手荷物に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用）
- ロ．生活必需品購入費（寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用）
- ハ．身の回り品購入費（購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、衣類および生活必需品以外にやむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けたときの費用）

[注 1] 寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。

[注 2] 保険金は原則として日本国内で円貨でお支払いしますので、航空会社の事故証明書類・購入費用を証明する領収書をお持ち帰りください。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、次のような原因により生じた費用

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・ 戦争、革命などの事変
- ・ 放射能汚染

10. 航空機遅延費用

1) 保険金をお支払いする場合

< 出発遅延費用等 >

搭乗予定の航空機について

- ・ 6 時間以上の出発遅延
- ・ 欠航・運休
- ・ 航空運送事業者の搭乗予約受付業務の瑕疵（かし）

による搭乗不能が生じ、出発予定時刻から 6 時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。

< 乗継遅延費用 >

航空機を乗り継ぐ場合で、乗継地に到着する被保険者の搭乗していた到着機の遅延（搭乗する予定であった航空機の遅延、欠航、運休または搭乗不能により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。）により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から 6 時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき。

2) お支払いする保険金

< 出発遅延費用等 >

被保険者が支出した次の費用をお支払いします。ただし、1 回の搭乗不能につき、2 万円（* ご夫婦ご家族プランの場合は 10 万円）を支払いの限度とします。

イ．出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、交通費（ホテル等への移動に要するタクシー代等の費用または当該航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用）、国際電話料等通信費。（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その額を差し引きます。）

ロ．目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスについて、取消料等の名目により旅行サービス提供・手配機関から払戻しを受けられないまたはこれから支払うことを要する費用。

< 乗継遅延費用 >

被保険者が支出した次の費用をお支払いします。ただし、1 回の到着機の遅延につき、2 万円（* ご夫婦ご家族プランの場合は 10 万円）を支払いの限度とします。

イ．乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、交通費（ホテル等への移動に要するタクシー代等の費用または当該航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用）、国際電話料等通信費。（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その額を差し引きます。）

ロ．目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスについて、取消料等の名目により旅行サービス提供・手配機関から払戻しを受けられないまたはこれから支払うことを要する費用。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

イ．次のような原因により生じた費用

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・ 戦争、革命などの事変
- ・ 放射能汚染

ロ．交通渋滞のため、航空機に乗り遅れたような場合は、お支払いの対象外です。

ハ．到着地でのホテル等客室料・食事代等はお支払いの対象外です。

1 1 . 賠償責任 - 長期契約用 * 留学・駐在・ワーキングホリデープランのみにセット

1) 保険金をお支払いする場合

海外渡航中に、被保険者ご本人が、

- イ．投宿中のホテルに損害を与えたり、火災、爆発、漏水によって借家を損壊して、法律上の賠償責任を問われたとき。
- ロ．その他、日常生活に起因して他人にケガをさせたり、他人のもの（賃貸業者から直接借り入れた旅行用品・生活用動産を含みます。）をこわしたりして、法律上の賠償責任を問われたとき。

2) お支払いする保険金

1回の事故につき、賠償責任（長期用）保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、争訟費用などは、別枠でお支払いします。

[注] 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

イ．次のような原因により生じた賠償損害

- ・ 保険契約者または被保険者の故意
- ・ 戦争、革命などの事変
- ・ 被保険者の職業（アルバイトを含みます。）上の行為
- ・ 受託物に対する損害賠償
- ・ 自動車、船、飛行機、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用、管理に起因する事故
- ・ 汚染物質の排出、流出

ロ．被保険者の親族に対する損害賠償

1 2 . 生活用動産 - 長期契約用 * 留学・駐在・ワーキングホリデープランのみにセット

1) 保険金をお支払いする場合

海外現地の住宅・ホテル内にある被保険者ご本人所有の家財・身の回り品および通勤・買物・旅行などの際に携行している被保険者ご本人所有の身の回り品が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けたとき。

[注] 現金・小切手・クレジットカード・コンタクトレンズ・各種書類等は対象になりません。

また、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー、ウインドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィン等のスポーツの用具や、輸送中の物、ク

リーニング等のため業者に委託した物も対象となりません。

2) お支払いする保険金

家財・身の回り品 1個（1点または1対）あたり 20 万円（乗車券・航空券等の場合は合計 5 万円）を限度として時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗（減価）分を控除して算出した金額）または修繕費（時価額を限度とします。）をお支払いします。ただし、生活用動産（長期用）保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。

[注] 旅券については、旅券の再取得または渡航書の取得に要した交通費、ホテル客室料、手数料、電信料、写真代を、運転免許証については再発給手数料を損害額とします。（5 万円まで）

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、次のような原因により生じた損害

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- ・ 戦争、革命などの事変・差し押え、没収
- ・ 瑕疵（かし）、自然の消耗、故障
- ・ 紛失、置き忘れ、詐欺・横領

13 . 緊急一時帰国 *留学・駐在・ワーキングホリデープランのみにセット

1) 保険金をお支払いする場合

海外渡航期間中（一時帰国している期間を除きます。）に生じた次の理由により一時帰国したとき。

イ．配偶者または2 親等以内の親族の死亡

ロ．配偶者または2 親等以内の親族の危篤

ハ．配偶者または2 親等以内の親族の搭乗する航空機または船舶の遭難・行方不明

[注] イ～ハのいずれかに該当した日からその日を含めて 10 日以内に一時帰国し、かつ、帰国後 30 日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。

2) お支払いする保険金

保険契約者または被保険者が支出した当社が妥当と認めた次の費用を、1 回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。

イ．往復の航空運賃等の交通費

ロ．ホテル等客室料および諸雑費（合計して 20 万円まで）

- ・ 一時帰国の行程および一時帰国した地におけるホテル等の宿泊料（14 日分まで）
- ・ 諸雑費（通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等）

[注1] 同一の親族に生じた同一の原因により複数回帰国した場合は、2 回目以降の帰国に要した費用はお支払いの対象となりません。ただし、同一の親族の危篤により 2 回以上帰国した場合で、2 回目の一時帰国後 30 日以内に死亡した場合は、2 回目の一時帰国についても保険金をお支払いします。

[注2] 保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。

3) 保険金をお支払いできない主な場合

たとえば、

イ．次のような原因により生じた費用

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- ・ 海外渡航開始前に発病した病気

ロ．上記「保険金をお支払いする場合」

イ・ロの原因または八の理由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合

14. ご注意

- ・ 上記各特約については傷害（基本契約）にセットしてお引き受けいたします。特約のみの単独のお引き受けはいたしかねますのでご了承ください。
- ・ 被保険者とは保険の対象となる方をいいます。
- ・ 保険期間（保険のご契約期間）は旅行期間にあわせて設定してください。
- ・ アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等の危険なスポーツを行う場合または危険な職業に従事する場合には、当ONLINE契約サービスでのお申込みはできません。
- ・ この保険の対象となる事故が発生したときは最寄りのクレームサービス（事故処理サービス）オフィスまたは弊社まで病気、ケガの状況その他損害の程度を30日以内にご通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

以 上